

## 「義務教育」の義務は誰の義務？

「義務」という言葉は、憲法第 26 条の中の親の就学義務から来ています。

### 憲法第 26 条

#### 第二十六条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 26 条 1 項で、子どもの教育を受ける権利が定めてあります。

これは国際条約の「子どもの権利条約」の中にもあります。

第 2 項で、「その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。」とあり、これがいわゆる就学義務というもので、保護者は子どもが小学校 1 年生になる時に、子どもの「教育を受ける権利」を保障するために小学校に行く手続きをしなければいけないというものです。

親がこの手続きをせず小学校や中学校に行かせないで、家に監禁したり、外で働かせたりすると就学義務違反になります。

親が子どもに虐待をしていて、子どもが「学校に行きたい」と思っているのに学校に行けない状態は、「不登校」とは呼びません。

虐待により学校に行けない場合（例：家に閉じ込める、どこかに縛り付ける、心理的に追い込んで外に出られないようにする、父親からのDVを受けている母親が心配で外に出られない、等）は、当然親の就学義務違反であり、その虐待を発見したものは児童相談所に通告する義務があります。

しかし、その通告が間違っていた場合は、取り返しのつかないことにもなりますので、「不登校」と「虐待」の違いをしっかりと理解することが必要です。

それから、国や地方自治体（都道府県・市町村）は、学校の建物や施設を作り保護者同様子どもたちの「教育を受ける権利」を保障しなければいけません。

日本では小学校 1 年生から中学 3 年生までの間を、義務教育期間として定めています。

第 2 項の「義務教育は、これを無償とする。」は、授業料を無料にすること、教科書を無料で配布することです。

ちなみに、公立小中学校は授業料や教科書が無料であっても教材費や副読本・給食費や〇〇費等もろもろの費用が請求されます。

実際はお金が必要ですので、この費用が払えない経済状況の家庭には「就学援助」という制度があります。

ここまでの理解で、不登校をしている子どもの保護者に向かって「親の義務」を言われるのですが、不登校に関しては憲法と並んで国際条約の「子どもの権利条約」が重要です。

日本国憲法の中には次のように書かれています。

### 憲法 第九十八条

この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

- 2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

日本は「子どもの権利条約」を批准しているので、当然憲法と同様守らなければいけません。

この「子どもの権利条約」の中に、「子どもの意見表明権」と「子どもの最善の利益を優先する」というものがあります。

子どもが「学校に行きたくない」と言った時は、親はその意見を聞き、これからどうするかを子どもと一緒に考えて決めなければいけません。

もし学校でいじめや体罰などの暴力があった場合は、子どもの安全の確保のためにどうすべきなのかを保護者は考えなければいけません。

学校を休むことで子どもにとって不利益にならないように、保護者は学校・教育委員会と交渉しなければいけません。

子どもがいつでも学校に行けるように保護者が手続きをしている状態で（就学義務を果たしている状態で）、子ども自身が「学校に行かない」と意見表明した場合は、子どもの意思を尊重することが最優先なので、子どもが学校に行かなくても就学義務違反にはなりません。

その場合は、保護者の方は堂々としていればいいので、理不尽に「親は子どもを学校に行かせる義務があるんですよ」と言われて肩身の狭い思いをする必要は全くありません。

学校・教育委員会・各種相談員が「親は子どもを学校に行かせる義務があるんだ」と言ってくるのは、単なるおどかしに過ぎないので、言われた時は、「あなたの言われることが書いてある文書をください。」または「どの法律の何条に書いてあるのか、教えてください」と言ってみましょう。

学校・教育委員会・各種相談員が文書で出してきた時は、こちらも情報を確認しなければいけないので、その時はぜひ不登校を考える親と市民の会・沖縄までご一報ください。よろしくお願ひします。

学校・教育委員会・各種相談員そして不登校をなくすために頑張っている皆様へ、憲法には次のようにも書いてあるので、参考まで。

#### 憲法 第九十九条

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

憲法を守るべき人間は、公務員だと書いてあります。

そして、不登校をしている子どもたちやその保護者に対して、これまでの表現を別のものに変えるなどして、おどかさような言い方をすることはやめてください。

「不登校」は怠けでも非行行為でも問題行動でも病気でも親の虐待でもありません。

そして、「不登校」を「解決する」とか「克服する」とか「なくす」とか言っている間は、子どもたちは苦しいままですし、何の問題解決にもなりません。

これまで持っていた価値観を点検することから始めないと、何も進みません。

「不登校」を否定的にとらえればとらえるほど、ますます子どもたちは追い詰められていきます。

どうか子どもたちの大切な時間を奪わないようにお願いします。

<参考>

- 子どもの権利条約 訳

<http://www.ncrc.jp/archives/1989/11/reference891120.html>  
子どもの権利条約ネットワーク（NCR C）ホームページ

- 『不登校Q&A 保護者・不登校の子どもに関わるみなさんへ』  
登校拒否・不登校を考える全国ネットワーク 2010年3月発行  
<http://www.futoko-net.org/news/2011/qa.html>
- 『不登校と医療のいまを考える』  
登校拒否・不登校を考える全国ネットワーク 2011年3月発行  
<http://www.futoko-net.org/news/2011/post-16.html>
- 『ひきこもりを考える』  
登校拒否・不登校を考える全国ネットワーク 2011年3月発行  
<http://www.futoko-net.org/news/2011/post-15.html>